

国臨協関信支部学術委員会規程

規程名称	国臨協関信支部学術委員会規程
第1条	(名 称) この会は、国臨協関信支部学術委員会という。
第2条	(事務局) この会の事務局は、国臨協関信支部事務局におく。
第3条	(目 的) この会は、国立病院臨床検査技師協会関東信越支部規約第3条の「学術と技術の向上」を図ることを目的とする。
第4条	(事 業) この会は、前条の目的を達成するために関信支部学術部とともに次の事業を行うことができる。 1) 国臨協関信支部学会の企画立案、運営 2) 関信支部主催研修会の企画立案、運営 3) 検査技術指導・支援 4) 学術情報の提供やQ & A集等の発行 5) 検査時の問題点及び疑問点に対して相談や援助 6) 地区会研修会、支部ニュース等への学術的援助 7) その他、本会の目的達成に必要な事業
第5条	(委 員) この会の委員は、学術部門委員と支部役員若干名をもって構成する。 2. 学術部門委員は微生物検査部門、病理検査部門、生理検査部門、輸血検査部門、生化学検査部門、血清検査部門、血液検査部門、一般検査部門から複数名を選出し、該当部門を置くことができる。 3. 支部役員は、学術担当の副支部長および理事が担当する。
第6条	(任 命) 学術委員長、学術副委員長、学術部門長、学術部門員等は常任理事会で承認し支部長が任命する。
第7条	(選 出) 支部三役、地区会長、学術に指導的な立場の会員等と協議し、(学術的に優れた)会員の中から学術部門員を選出する。 2. 学術部門員は、定期総会後概ね2ヶ月以内に学術部門毎に互選により学術部門長を選出する。 3. 学術部門長は、定期総会後概ね2ヶ月以内に互選により(支部三役、地区会長等と協議し)学術委員長、副委員長を選出する。

第 8 条	(会 議) 本委員会の会議は、学術委員長の要請により支部長が招集・出席者を指名して原則として年1回開催する。 2. 学術委員長は、支部長の要請により関信支部理事会に出席することができる。 3. 学術委員長は、必要に応じて臨時会議を招集することができる。臨時会議は、電子メール、ファクシミリ、郵便等の通信手段により行うことがある。 4. 臨時会議を電子メール、ファクシミリ、郵便等の通信手段を用いて開催した場合は、支部理事会でその内容と結果を報告し、議事録に記載する。
第 9 条	(活動費) 委員会によって行動した場合は、関信支部規約12条および国臨協関信支部旅費規程に準じる。 2. 活動費は関信支部研修会費より支出する。申請するにあたり、必要書類の添付を必要とする。
第 1 0 条	(任 期) 学術委員の任期は、関信支部定期総会から次年度定期総会までとし次のとおりとする。 1) 学術委員長、副委員長、部門長の任期は、2ヶ年とするも再選を妨げない。 2) 学術部門員の任期は4年までとするも再任を妨げない。 3) 任期中において、本人の申し出等により職務が継続困難な場合は、補選することができる。
第 1 1 条	(運 用) (学術部門員の運用) 学術部門員への問い合わせは電話または電子メールとし、時間帯は緊急対応も含むことから随時とする。 2. 学術部門員は、問い合わせ及び回答等を所定の様式で学術委員長に提出する。 3. 学術委員長は、報告を取りまとめ定期的に関信支部へ提出、関信支部は共有すべき情報については関信支部ホームページ、関信支部ニュース等に掲載する。
第 1 2 条	この規程の改廃は、関信支部常任理事会において決める。
附 則	この規程は、平成30 年 4 月 21 日より施行する。 令和 5 年 4 月 6 日一部改正